

令和2年3月12日

損害賠償請求控訴事件に係る和解について

名取市長 山田 司郎

あらためて東日本大震災で亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にも心からお悔やみを申し上げます。

本日（令和2年3月12日）、仙台高等裁判所において「損害賠償請求控訴事件」いわゆる「閑上津波訴訟控訴審」の和解が成立しました。

名取市としましては、裁判所の和解勧告を真摯に受け止め、和解協議に応じ、和解を受け入れるに至ったものです。

今後とも和解条項も踏まえ、震災で亡くなられた市民の皆様の無念の気持ちを忘れず、被災された皆様のお気持ちに寄り添いながら、東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝承し、風化させないよう防災意識を醸成していくとともに、引き続き防災・減災対策を講じ、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

損害賠償請求控訴事件の経過について

東日本大震災の津波により名取市閑上地区で控訴人らの家族4人が死亡・行方不明になったことは、防災行政無線の故障などが原因であるとして、名取市に対し、総額67,749,492円及びこれらに対する遅延損害金の賠償を求め、控訴人らは、平成26年9月に仙台地裁へ提訴しましたが、平成30年3月30日にその請求を棄却する判決が言い渡され、これを不服とし、平成30年4月9日に仙台高裁へ原判決の取り消しを求め控訴していました。

令和2年2月20日に仙台高裁より和解案が提示され、令和2年3月12日、和解勧告を受け入れ和解が成立しました。

和解の相手方 控訴人A他3人

和解日 令和2年3月12日

和解の内容（全文）

東日本大震災に伴う津波は、名取市にも閑上地区を中心として甚大な被害をもたらした。本訴では、東日本大震災当時、別添の東日本大震災第三者検証委員会報告書（以下「検証報告書」という。）が提言するような防災対策が講じられておらず、防災行政無線が機能しなかったことにつき、被控訴人の法的責任の有無が争われている。当裁判所としては、取り分け、防災行政無線が機能し、1人でも多くの尊い命が救済できていればとの思いを禁じ得ず、本訴の提起に至った控訴人らの心情は理解できるところである。

ところで、近時、これまでにない大規模な自然災害が頻発しており、防災・減災対策の重要性が増しているが、このことにも鑑みると、法的責任の観点もさることながら、より実効性の高い防災対策の観点から、被控訴人において、東日本大震災の経験と検証報告書の指摘を踏まえ、今後の自然災害に対し万全の備えをすることは重要である。本訴においても、控訴人らから、多数の市民の犠牲を無にせず、東日本大震災における教訓を後世の防災対策に活かすべきとの訴え提起に関する思いも開陳されたところである。このようなことからすると、被控訴人において、東日本大震災に伴う津波の犠牲者の無念の気持ち及びその遺族の深い悲しみに思いを致すとともに、今後二度と同様の惨禍を繰り返すことのないよう、東日本大震災の記憶と教訓を決して風化させることなく将来に伝え続けることにより、後世の防災対策に活かしていくことが重要であり、毎年訪れる3月11日はそのような契機となる日とすべきである。

当裁判所は、このような観点から、被控訴人が、検証報告書の内容を真摯に受け止め、その反省と東日本大震災の教訓を活かして、今後の自然災害に対し万全の備えをすることが、地方公共団体としての責務であり、さらには、東日本大震災に伴う津波の犠牲となった多くの命を無にすることなく、少しでも、その遺族の悲しみを癒すとともに本訴を提起した控訴人らの心情にも沿うことになると考え、当事者双方に対し、本件を和解により解決することを勧告した。

このような当裁判所の所感と勧告を踏まえ、当事者間に次のとおりの和解が成立した。

- 1 被控訴人は、東日本大震災に際し、防災行政無線が故障して作動せず、これによって住民に避難指示等の情報を伝達できなかったことにつき、東日本大震災に伴う津波の犠牲者及びその遺族に対し、深く遺憾の意を表する。
- 2 被控訴人は、本訴を提起するに至った控訴人らの心情に思いを致すとともに、被控訴人における東日本大震災を巡る対応を分析し、これを踏まえた提言をする検証報告書の内容を真摯に受け止める。
- 3 被控訴人は、控訴人らに対し、災害対策基本法に基づき防災に関する責務を担う地方公共団体として、検証報告書に記載された防災対策の在り方を踏まえ、名取市防災会議条例（昭和 38 年名取市条例第 3 号）に基づき名取市防災会議を定期に及び必要時に開催した上、地域防災計画の整備・充実とその周知徹底、職員の防災意識の向上、避難訓練の実施その他の防災施策を講ずるとともに、たゆまず、その実効性を検討し、適時に必要に応じた見直しをし、その成果内容を広く市民に対して被控訴人の広報紙及びホームページを通じて広報することを約する。
- 4 被控訴人は、控訴人らに対し、今後とも、東日本大震災の記憶と教訓を風化させないための施策を講じ、大規模な自然災害にも耐え得る災害文化を作り上げるためのあらゆる努力を行い、その一環として、①本年 3 月末に予定するハード面の復興達成宣言において、今後、東日本大震災の記憶と教訓を風化させることなく防災・減災施策に努める旨も盛り込むこと、②開設予定の名取市震災復興伝承館（令和元年名取市条例第 10 号に基づくもの。以下「伝承館」という。）の冒頭展示としてその設置目的である「東日本大震災の記憶及び教訓を後世に伝承し、当該震災を風化させることなく、防災意識を醸成する」旨を記載したパネルを設置すること、③検証報告書の内容を被控訴人のホームページに掲載して名取市役所内外で広く閲覧を可能にするとともに、検証報告書を伝承館、名取市図書館及び名取市各地区公民館に常備して閲読を可能とし、特に伝承館においては、検証報告書の趣旨とされる「東日本大震災で名取市閑上地区に大きな被害を出すことになった原因と背景を明らかにするとともに、今後の減災対策に資することを目的に行われた検証に関する報告書である」旨の説明を付して来館者の目に付きやすい場所に展示することを約する。
- 5 被控訴人は、控訴人らに対し、本和解成立後すみやかに、本和解の成立とその内容（前文及び第 1 項から第 4 項まで）につき、報道発表するとともに、被控訴人のホームページを利用して市民らに報告することを約する。
- 6 控訴人らと被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、第 1、2 審を通じ、各自の負担とする。

〒981-1292 名取市増田字柳田 80  
部署名：名取市総務部防災安全課  
電話：022-384-2111